

(設置)

第1条 田ノ浦海岸の自然を活用し、市民と自然との共生の場及び市民の憩いの場を提供するため、大分市田ノ浦海水浴場(以下「海水浴場」という。)を大分市大字神崎4253番地に設置する。

(利用料)

第2条 海水浴場の利用料は、無料とする。

(遊泳期間)

第3条 海水浴場において、遊泳することができる期間(以下「遊泳期間」という。)は、毎年7月1日から8月31日までとする。

(遊泳区域等)

第4条 市長は、遊泳期間において、遊泳できる区域(以下「遊泳区域」という。)を定めるものとする。ただし、市長は、潮流、天候等の事由により当該遊泳区域での遊泳が危険であると認めるときは、遊泳を禁止し、又は当該遊泳区域を変更することができる。

2 市長は、前項の規定に基づき、遊泳区域を定め、若しくは当該遊泳区域を変更し、又は遊泳区域での遊泳を禁止したときは、遊泳区域等を標識等により明確に表示するものとする。

(行為の禁止)

第5条 海水浴場を利用する者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第1項、同法第6条第1項若しくは第3項又は第8条第1項若しくは第2項の許可に係るものについては、この限りでない。

(1) 海水浴場の建物、設備及び器具等を汚損し、毀損し、又は滅失すること。

(2) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(3) 土砂を採取し、又は土地の形質を変更すること。

(4) はり紙若しくは立札をし、又は広告その他これに類するものを表示すること。

(5) 立入禁止区域に立ち入ること。

(6) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は車両を止めおくこと。

(7) 海水浴場の海水面において、モーターボート、水上バイクその他原動機を用いて運転するものを使用すること。

(8) 他人に迷惑をかけ、又は危害を及ぼすおそれのある行為をすること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、海水浴場の管理上支障があると市長が認める行為をすること。

(平30条例33・一部改正)

(遊泳区域における行為の禁止)

第6条 利用者は、遊泳区域においては、前条各号に掲げる行為のほか、ヨットの使用、ボードセーリングその他遊泳している者にとって危険であると市長が認める行為をしてはならない。

(利用の禁止又は制限)

第7条 市長は、海水浴場の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認めるとき、又は海水浴場に係る工事のためにやむを得ないと認めるときは、海水浴場を保全し、又は利用者の危険を防止するため、区域を定めて、海水浴場の利用を禁止し、又はその利用を制限することができる。

(行為の制限)

第8条 海水浴場においては、市長の許可を受けずに次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 出店、行商、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) 業として写真又は映画を撮影すること。

(3) 興行を行うこと。

(4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しにより、海水浴場の全部又は一部を独占して使用すること。

2 前項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、前2項の許可(以下「行為の許可」という。)の申請があったときは、第1項各号に掲げる行為が海水浴場の利用に支障を及ぼさず、かつ、海水浴場の管理上支障がないと認める場合に限り、行為の許可をするものとする。

4 市長は、行為の許可をする場合において海水浴場の管理上必要があると認めるときは、当該行為の許可に係る行為について条件を付すことができる。

5 市長は、行為の許可をしたときは、許可書を使用者に交付するものとする。

6 使用者は、第1項各号に掲げる行為をするときは、前項の許可書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、行為の許可に係る権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用料及びその徴収方法)

第10条 市長は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、第8条第1項の許可の際に納付しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第11条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(監督処分等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められた者に対し、行為の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは海水浴場からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反した者

(2) 第8条第4項の規定に基づき付された条件に違反した者

(3) 偽りその他不正の手段により行為の許可を受けた者

2 市長は、海水浴場の管理上必要があると認めるときは、行為の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

3 前2項の規定に基づく処分を受けた者は、当該処分が工事を要するものである場合において当該工事が完了したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(損害賠償)

第14条 利用者又は使用者は、建物、設備及び器具等を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、直ちに市長に届け出て、市長が認定する額を賠償しなければならない。

(平30条例33・一部改正)

(罰則)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

(1) 第5条の規定に違反して、同条各号に掲げる行為をした者

(2) 第6条の規定に違反して、同条に掲げる行為をした者

(3) 第8条第1項又は第2項の規定に違反して、同条第1項各号に掲げる行為をした者

(平17条例8・一部改正)

第16条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

(両罰規定)

第17条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前2条の過料を科する。

(大分市都市公園条例との関係)

第18条 海水浴場の管理及び運営については、この条例に定めるもののほか、大分市都市公園条例(昭和38年大分市条例第49号)の定めるところによる。

(平17条例8・追加)

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例8・旧第18条繰下)

附 則

この条例は、平成12年7月2日から施行する。

附 則(平成17年条例第8号)

この条例は、平成17年3月31日から施行する。

附 則(平成30年条例第33号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第10条関係)

行為の区分	使用料
出店、行商、募金その他これらに類する行為	1平方メートル 1日につき 30円
業としての写真又は映画の撮影	常時写真機1台 1月につき 1,500円
	臨時写真機1台 1日につき 150円
興行	1平方メートル 1日につき 15円
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しにより、海水浴場の全部又は一部を独占して使用する行為	1平方メートル 1日につき 7円